

越谷児童相談所（埼玉県）

問い合わせ先：越谷児童相談所 TEL048-975-4152

児童相談所は、県の相談機関として子ども（0歳から18歳未満）についてのさまざまな相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を行うところです。

相談と指導には、児童福祉司（ケースワーカー）、児童心理司があたります。

●相談の内容：

①養育に欠ける子どもの相談

虐待、保護者の家出や病気など、いろいろな事情で家庭で子どもを育てられず、施設や里親に預けたい方の相談。

②性格行動・しつけについての相談

不登校、落ちつきがない、わがまま、反抗などの性格行動についての相談や、しつけ・進路・教育・遊びについての相談。

③障がいのある子どもの相談

知的な遅れがあったり、心身の発達が遅いと思われる子どもの相談。

④非行のある子どもの相談

盗み、乱暴、家出、夜遊びなど、非行のある（心配される）子どもの相談。

⑤その他

里親になりたい方の相談や、その他、子どものことは何でも相談に応じています。

●相談時間：月曜日～金曜日 8：30～18：15

相談は事前に電話でお申し込みください。なお、上記以外の時間帯での緊急性のある虐待通報は、次の電話窓口で受け付けます。

児童相談所虐待対応ダイヤル 189番

●費用：相談や検査等一切無料

民生委員・児童委員

問い合わせ先：福祉総務課 TEL048-796-8450

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、地域住民の「身近な相談相手」であるとともに、「支援へのつなぎ役」として、福祉行政機関や社会福祉施設との連絡等を行っています。各地区の約200～300世帯に対して1人の民生委員・児童委員がいます。

主任児童委員

問い合わせ先：福祉総務課 TEL048-796-8450

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣の指名を受け、児童福祉の専門委員として、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、児童福祉に関する相談を受けたり、必要な支援を行っています。市内13の各地区に2人ずつの主任児童委員がいます。